

私物類洗濯業務委託仕様書

1. 業務内容 入札書のとおり
2. 委託場所 地方独立行政法人 秋田県立療育機構 秋田県立医療療育センター
3. 委託期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
4. 内 容 秋田県立医療療育センター医療型障害児入所施設（杉の子病棟、ひばり病棟）に入所する児（者）等の私物類洗濯に係る業務一式（回収、洗濯、乾燥、仕分け、たたみ、納品）
5. 予定数量 45人（ネット数量） ※入所児童 45人
6. 契約内容
 - （1）別紙「作業等仕様書」に従い、洗濯物を回収し、洗濯の上、衛生的かつ清潔なものにして納入すること。
 - （2）契約に係る委託料の支払いは、一月分の入所児（者）数に契約単価を乗じた額を請求すること。
 - （3）委託料の支払いに係る一月分の入所児（者）数は各月における入所実績数とする。
 - （4）委託者は、一月分の入所児（者）数を毎月末日（又は指定する日）に受託者に報告し、受託者は貸し出ししている袋ネット数と差異がないか確認すること。
 - （5）一人当たりの契約単価は、1ネット当たりの洗濯枚数に関わらない集配を含む1月分の定額による洗濯料金とする。

作業等仕様書

(洗濯物の品目)

洗濯物は次に掲げる入所児の私物類とする。

- ・トレーナー、トレパン、ポロシャツ、ズボン、パジャマ、などの生活衣類
- ・パンツ、シャツ、ズボン下、ソックス、ブラジャー、などの下着類
- ・バスタオル、タオル、ハンカチ、エプロン、などのタオル類
- ・タオルケット、などの寝具類

ただし、水洗いできないもの、色落ちや縮み、他のものに衣染の可能性があるものは対象外とする。

(作業内容)

洗濯作業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 洗濯は、洗剤を使用しての水洗いとする。
- (2) 必要と認められるものは、水温を調整して洗うものとする。
- (3) 洗濯物は、入所児別に袋ネットに入れて提出し、丸洗いとする。
- (4) 洗濯物は、乾燥後にたたみ仕上げのうえ、入所児別に納入するものとする。
- (5) 感染が疑われる衣類の消毒は80°以上10分間行うものとする。

(洗濯物の集配・受払い)

- (1) 洗濯物の受け払いは原則として9時30分とし、土曜・日曜・祝祭日・振替休日・年末年始以外の毎日とする。また、月曜日は15時30分以降にも1回行う。
- (2) 洗濯物の受け払いは、委託者が指定した場所で行うこととする。
- (3) 全て洗濯物の受け払いは受託業者の複写式「洗濯伝票」を使用し、数量及び内容物等について委託者、受託業者の両者が確認の上、行うことと。

(その他)

- (1) 委託者は、洗濯物に異物が混入していないよう十分注意すること。
- (2) 紛失防止のため洗濯物には記名すること。
- (3) 洗濯に使用するネットについては、受託者で準備・補完すること。
- (4) 汚破損が生じている私物類について、補修がきく場合は整備し、汚破損により使用できないものについては、センター担当者に報告し対処を依頼すること。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託業者の両者で協議の上、実施すること。